債 券 内 容 説 明 書 令和元年8月 23 日現在

第 129 · 130 · 131 回 鉄道建設 · 運輸施設整備支援機構債券

証券情報の部



- 1. 本「債券内容説明書証券情報の部」(以下「本説明書証券情報の部」という。) において記載する「第 129・130・131 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」(以下「本債券」という。) は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。)第 19 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「当機構」という。)が発行する債券です。
- 2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
- 3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」(以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。)は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を令和元年8月23日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧下さい。
- 4. 本債券については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第3条により同法第2章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)及び運輸施設整備事業団(以下「旧事業団」という。)に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法(昭和39年法律第3号)及び運輸施設整備事業団法(平成9年法律第83号)の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明は受けておりません。なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
- 5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」(平成 10 年法律第 103 号) 第 38 条第 3 号及び「独立行政法人通則法」(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。) 第 37 条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会)、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。

また、当機構の財務諸表は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。

6. 当機構は、特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)及び特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第2条及び第3条により、機構の成立の時において解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045 (222) 9040

<u></u> 目 次

証券情報の部

第1	募集要項	
	1. 新規発行債券 (7年債)	1
	2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託 (7年債) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3. 新規発行債券(10年債)	6
	4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(10年債)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	5. 新規発行債券 (20年債)	
	6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(20年債)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7. 本債券の発行により調達する資金の使途 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第2	参照情報	
	1. 参照書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 参照書類の補完情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	3. 参昭書類を縦覧に供している場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

第1 募集要項

1. 新規発行債券(7年債)

銘 柄	第 129 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 10, 000, 000, 000 円	
社債、株式等の 振替に関する 法 律 の 適 用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号) の規定の適用を受けるものとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 10, 000, 000, 000 円	
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	令和元年8月23日	
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。	
利率	年 0.030 パーセント	払 込 期 日	令和元年8月29日	
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店	
償 還 期 限	還 期 限 令和8年8月28日 振 替 機 関 J		株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番1号	
募集の方法	一般募集			
利息支払の方法	 1.利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和元年 12 月 20 日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 			
償還の方法	償 還 の 方 法 1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限			
(1) 本債券の元金は、令和8年8月28日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。				
担保				
	より、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「当機構」という。)の財産に			
	ついて、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。			
財 務 担保提供制限 上	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)			
0	該当条項なし			

- 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
 - (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を令和元年 8 月 23 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。) 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を令和元年8月23日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相 対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、 信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデ フォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義して いる。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リ スク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付 は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、 又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっ ても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商 品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証 も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は 公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情 報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考え られるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、 ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に 独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を 変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況 により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース – ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年8月23日付第129回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書(以下「募集委託契約」という。)に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関する すべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務 の履行による利益を享受することができる。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定 に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を 喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることが できないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機 構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められ た保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないと き。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が30億円を超えない場合は、この限 りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ 当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継 する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託 会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

- 5. 公告の方法
 - (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 7. 本要項の変更
 - (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
- 8. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてする その支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決 議をすることができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項 その他必要な事項を公告する。

- (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の 10 分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額 を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使する ことができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総 額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議 決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反する とき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。
- 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告
 - (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、 契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、 業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(7年債)

	引受人の氏名又は名称	住所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、本債券の会額につしてをでしてをできる。 債手数 の 引 は 、
	計		10,000	とする。
債券	債券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行債券(10年債)

銘 柄	第 130 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 10,000,000,000 円	
社債、株式等の 振替に関する 法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関 する法律(平成13年法律第75号) の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 10, 000, 000, 000 円	
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	令和元年8月23日	
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。	
利 率	年 0.065 パーセント	払 込 期 日	令和元年8月29日	
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店	
償 還 期 限	令和 11 年 8 月 29 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番1号	
募集の方法				
利息支払の方法	 1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和元年 12 月 20 日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 			
償還の方法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 11 年 8 月 29 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。			
	(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。			
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「当機構」という。)の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。			
財務 担保提供制限	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)			
0	該当条項なし			

- 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
 - (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を令和元年 8 月 23 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号 03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。) 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を令和元年8月23日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相 対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、 信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデ フォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義して いる。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リ スク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付 は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、 又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっ ても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商 品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証 も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は 公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情 報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考え られるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、 ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に 独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を 変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況 により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース – ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年8月23日付第130回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書(以下「募集委託契約」という。)に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関する すべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務 の履行による利益を享受することができる。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定 に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を 喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることが できないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機 構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められ た保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないと き。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が30億円を超えない場合は、この限 りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ 当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継 する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託 会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

- 5. 公告の方法
 - (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 7. 本要項の変更
 - (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
- 8. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてする その支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決 議をすることができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項 その他必要な事項を公告する。

- (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額 を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者 (議決権を行使する ことができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。) の議決権の総 額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議 決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反する とき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。
- 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告
 - (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、 契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、 業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(10年債)

	引受人の氏名又は名称	住所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、 本債券のきてを 期間可受 が、 でででする。 2. 本債券数 総 万 は 3,000 万 とする。
	計		10, 000	C 7 20
債券	債券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

5. 新規発行債券(20年債)

銘 柄	第 131 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	債券の総額	金 14, 000, 000, 000 円
社債、株式等の 振替に関する 法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関 する法律(平成13年法律第75号) の規定の適用を受けるものとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 14, 000, 000, 000 円
各債券の金額	1,000 万円	申 込 期 間	令和元年8月23日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 0.200 パーセント	払 込 期 日	令和元年8月29日
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	令和 21 年 8 月 29 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	 1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和元年 12 月 20 日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 		
償還の方法	7) 方 法 1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 21 年 8 月 29 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担保			
財 担保提供制限	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)		
0	頁 該当条項なし		

- 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
 - (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本債券について、当機構は R&I から A A の信用格付を令和元年 8 月 23 日付で取得している。

R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I: 電話番号 03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。) 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を令和元年8月23日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相 対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、 信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデ フォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義して いる。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リ スク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付 は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、 又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっ ても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商 品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証 も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は 公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情 報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考え られるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、 ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に 独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を 変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況 により、本格付を取り下げることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(http://www.moodys.co.jp/)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース – ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「格付情報:ムーディーズ・ジャパン株式会社」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100

2. 募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。) は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年8月23日付第131回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書(以下「募集委託契約」という。)に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関する すべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務 の履行による利益を享受することができる。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約

当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定 に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を 喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることが できないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機 構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められ た保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないと き。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が30億円を超えない場合は、この限 りでない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ 当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継 する法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託 会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。

- 5. 公告の方法
 - (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示

当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 7. 本要項の変更
 - (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
 - (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。
- 8. 本債券の債権者集会
 - (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてする その支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決 議をすることができる。
 - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項 その他必要な事項を公告する。

- (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使する ことができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総 額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議 決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反する とき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)に定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。
- 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告
 - (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、 契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、 業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(20年債)

	引受人の氏名又は名称	住所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 野村證券株式会社 SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 5,600 4,200 4,200	1. 引受人は、 本債券の全額に同して 類別のである。 2. 本債手のののである。 2. 本債手総額 5,600万とする。
	計		14, 000	C 9 30
债券	債券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

7. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
34, 000, 000, 000 円	128, 342, 944 円	33, 871, 657, 056 円

⁽注)上記金額は、第129回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券、第130回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 及び第131回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額 33,871,657,056 円は、令和元年 9 月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 第 13 条第 1 項第 6 号及び第 10 号の業務に充当する予定です。

当機構は、サステナビリティファイナンスを行うために、以下の基準等に則したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定しました。当機構のサステナビリティファイナンスは、環境(グリーン)性と社会(ソーシャル)性の両方への貢献、債券発行(ボンド)や市中借入(ローン)などを内包した資金調達手段です。

- ・ 「気候ボンド標準 2.1 版 (Climate Bond Standard (Version2.1))」、「低炭素陸上交通及び気候ボンド標準 1.0 版 (Low Carbon Land Transport and the Climate Bonds Standard (Version1.0))」: 国際 NGO である気候ボンドイニシアチブ (以下「CBI」という。) 策定
- 「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2018」、「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles)
 2018」、「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2018」、「持続可能な

開発目標へのハイレベルマッピング 2018」: 国際資本市場協会 (ICMA) 策定

- 「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」: 環境省策定
- ・ 「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2018」: 英国のローン・マーケット・アソシエーション (Loan Market Association) 及びアジア太平洋地域のアジア・パシフィック・ローン・マーケット・アソシエーション (Asia Pacific Loan Market Association) 策定

<サステナビリティファイナンス・フレームワーク>

- ① 調達資金の使途
- ・ サステナビリティファイナンスにて調達した資金は、「鉄道建設プロジェクト (建設勘定)」、「船舶共有建造プロジェクト (海事勘定)」の建設/建造資金または借換資金に充当されます。
- 両プロジェクトを通じて、下記の国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献します。

両プロジェクトが貢献する目標

- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 13. 気候変動に具体的な対策を

船舶共有建造プロジェクトが貢献する目標

- 8. 働きがいも経済成長も
- 14. 海の豊かさを守ろう
- ② プロジェクトの評価と選定のプロセス
- ・ 当機構が実施するプロジェクトについては、国土交通政策の一部として環境面を含む専門的知見のある外部機関が関与する等して評価・選定されております。
- ・ また環境改善効果 (CO2 削減等) の観点からのプロジェクトの検討は、当機構の各事業部が実施しております。
- ③ 調達資金の管理
- ・ 調達資金の経理区分や資金使途の適切性は会計検査院の検査や業務監査、監査法人の会計監査などにより常時 点検・確認されており、調達資金の管理の適切性は確保されております。
- ・ 当機構では業務に応じ5つの勘定による区分経理を実施しております。また各プロジェクト単位で個別の資金 管理を実施している為、調達資金が他のプロジェクトに充当されることはありません。
- ④ レポーティング
- 毎年度、当機構 HP 掲載の事業報告書等で各プロジェクト毎の支出状況等を開示しております。
- ・ 加えて、環境的・社会的便益や調達資金の充当状況については、当機構 HP で年1回程度、開示予定です。

サステナビリティファイナンスに対する第三者評価として、DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下「DNV GL」という。)より、「サステナビリティファイナンス適格性検証報告書」を取得しております。当該報告書において、当機構のサステナビリティファイナンスが前述の基準等に適合する旨確認されております。また、当機構のサステナビリティファイナンス・フレームワークによるサステナビリティボンドについては、アジアで初めてCBI からのプログラム認証を取得しております。

【参考】サステナビリティファイナンス適格性検証報告書(発行者:DNV GL)

https://www.jrtt.go.jp/05Ir/data-sustainability/sustain-20190131Japanese.pdf

第2 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、本説明書法人情報の部(令和元年8月23日現在)をご参照下さい。

2. 参照書類の補完情報

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす本説明書法人情報の部 (令和元年8月23日現在)に記載の「事業等のリスク」について、本説明書証券情報の部作成日(令和元年8月23日) までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書法人情報の部には、将来に関する事項が記載され ておりますが、本説明書証券情報の部作成日(令和元年8月23日)現在においてもその判断に変更はありません。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (横浜市中区本町六丁目 50 番地1 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(https://www.jrtt.go.jp/)にも掲載しています。